

県南広域振興局長告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年2月20日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700088	特定非営利活動法人藤沢町ボランティアセンター	特定非営利活動法人藤沢町ボランティアセンター 訪問介護事業所	一関市藤沢町藤沢字町裏55番地	平成27年3月31日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700070	特定非営利活動法人藤沢町ボランティアセンター	特定非営利活動法人藤沢町ボランティアセンター 訪問入浴事業所	一関市藤沢町藤沢字町裏55番地	平成27年3月31日